

京都府公立大学法人教職員旅費規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第22号

(目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第50条の規定に基づき、教職員及びその他の者（以下「教職員等」という。）に対し支給する旅費に関しその基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 法人が教職員等に対し支給する旅費に関しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅行 本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域における旅行をいう。

(2) 出張 教職員が業務のため一時その在勤事業所（常時勤務する在勤事業所のない教職員についてはその住所又は居所）を離れて旅行し、又は教職員以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(3) 赴任 新たに採用された教職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事業所に旅行し、又は転任を命じられた教職員がその転任に伴う移転のため旧在勤事業所から新在勤事業所に旅行することをいう。

(4) 帰任 教職員が退職し又は死亡した場合において教職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(5) 扶養親族 教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として教職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(6) 遺族 教職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに教職員の死亡当時教職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「指定職の職務」とは京都府公立大学法人教職員給与規程第6条に規定する指定職給料表の適用を受ける教職員の職務を、「何級の職務」とは同条第1号に規定する事務職給料表による当該級の職務（事務職給料表の適用を受ける教職員以外の教職員の場合にあっては別表第1に掲げるそれぞれの相当する事務職給料表による職務の級とし、その他の者の場合については、用務の内容及び事務職給料表の適用を受ける教職員との権衡を考慮して旅行命令権者が定める事務職給料表の職務の級がこれに相当すると認める事務職給料表による級の職務）をいう。

3 この規程において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域）をいう。

(旅費の支給)

第3条 教職員が出張し、又は赴任した場合には、当該教職員に対し旅費を支給する。ただし、新規採用による赴任にあっては、次の各号に定める場合のほか、旅費は支給しない。

(1) 業務の必要により国又は地方公共団体の職員であった者を引き続き教職員に採用する場合、その他これに準じるものとして理事長が認める場合

(2) 前号に定めるもののほか、採用前の住所又は居所が在勤地外である者を採用する場合

2 教職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 教職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該教職員

(2) 教職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該教職員の遺族

(3) 教職員が死亡した場合において、当該教職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

- 3 教職員が前項第1号の規定に該当する場合において職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことその他これらに準ずるものとして理事長が定める事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 教職員又は教職員以外の者が、法人の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の規程に特別の定めがある場合、その他法人経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）がその出発前に旅行を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で、理事長が定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合にはその喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項及び第5項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合でかつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）を提示してこれをしなければならない。ただし、旅行命令書等を提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合にはあらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする暇がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 11 旅行雑費は、旅行中に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 12 第1項に掲げる旅費のうち、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費の支給に代え、日額旅費を旅費として支給することがある。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）

に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の1割、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 1日の旅行において宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(証人等の旅費)

第13条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程に定める教職員の旅費に準じて理事長が定める旅費とする。

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 指定職の職務又は7級以上の職務にある者については、上級の運賃

イ 6級以下の職務にある者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行のときには、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第19条 食卓料の額は、別表第2の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第20条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程（赴任に伴う現実の移転の路程が、旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合には、その現実の路程）に応じた別表第3の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に、更

に赴任があつた場合には各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が教職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には第1項第3号に規定する期間を延長することができる。
(着後手当)

第21条 着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の別表第2の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、赴任に伴う旅行が次に該当する場合の着後手当(扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。)の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 新在勤地に到着後直ちに府設宿舎を利用する場合又は自宅に入る場合は、宿泊料定額の2夜分に相当する額
- (2) 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合は、宿泊料定額の3夜分に相当する額
- (3) 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は、宿泊料定額の4夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額
 - ア 12歳以上の者については、その移転の際における教職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
 - ウ 6歳未満の者については、その移転の際における教職員相当の宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における教職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
 - (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。
 - (3) 第1号アからウまでの規定により、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 教職員が赴任を命じられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

(旅行雑費)

第23条 旅行雑費の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行者が負担することを要する費用として次に規定する費用の実費額とする。

- (1) 電信、電話、郵便等による連絡に要する費用
- (2) 資料の複写の要する費用
- (3) 有料道路の通行に要する費用
- (4) 駐車場等の使用に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めたことに要する費用

(日額旅費)

第24条 日額旅費の支給を受ける教職員の範囲、額及び支給条件は、旅行の性質を考慮して理事長が定める。

(同一地域内旅行の旅費)

第25条 同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。
ただし、赴任を命じられた教職員が、教職員のための宿舎に居住し、又はこれを明け渡すことを命じられ、住所又は居住を移転した場合には、別表第3の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額の範囲内の実費額の移転料（当該移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を支給する。

（退職者の旅費）

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

（1） 教職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等になった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

（2） 教職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

（1） 教職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

（2） 教職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命じられた日」とあるのは、「教職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

（旅費の調整）

第28条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は必要としない旅費を支給することとなるときは、その不当に実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費については、その全部又は一部を支給しない。

2 前項に規定する旅費の調整に関し必要な事項については、理事長が定める。

3 旅行者がこの規程の規定による旅費によって旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合は理事長に協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第29条 教職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該教職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 就業規則第8条第1項に規定する試用期間中の教職員がその意に反して退職となった場合において、退職の通達を受けた日から14日以内に出発して帰住するときは、第27条第3項の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給するものとする。

（規程の施行について必要な事項）

第30条 この規程の実施のための手続その他の執行について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 当分の間外国旅行の場合における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により、理事長が定める旅費とする。

3 指定職の職務又は7級以上の職務にある者に係る平成20年4月1日から平成24年3月31日までの

間における別表第2及び別表第3の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定職の職務にある者 別表第2にあつては同表7級以上の職務にある者の項の規定を、別表第3にあつては同表6級以下の職務にある者の項の規定をそれぞれ適用する。
- (2) 7級以上の職務にある者 別表第2及び別表第3の規定中6級以下の職務にある者の項の規定をそれぞれ適用する。

附 則(規程第22-1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(規程第22-2号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事務職給料表の級に相当する職務の級又は号給

事務職給料表	教育職給料表	医療職給料表	看護職給料表	現業職給料表
7級以上	3級以上	7級	6級	事務職給料表 に準じる
6級以下	2級以下	6級以下	5級以下	

別表第2（第18条、第19条、第21条関係）

宿泊料及び食卓料

区 分	宿 泊 料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)
	甲 地 方	乙 地 方	
指定職の職務にある者	円 14,800	円 13,300	円 3,000
7級以上の職務にある者	13,100	11,800	2,600
6級以下の職務にある者	10,900	9,800	2,200

備考

宿泊料の備考甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の備考に規定する甲地方をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第3（第20条、第25条関係）

移 転 料

区 分	鉄道50キ ロメー トル未 満	鉄道50キ ロメー トル以 上10 0キロ メー トル未 満	鉄道100 キロメ ートル 以上 300キ ロメー トル未 満	鉄道300 キロメ ートル 以上 500キ ロメー トル未 満	鉄道500 キロメ ートル 以上 1,000 キロメ ートル 未満	鉄道1,00 0キロ メー トル以 上1,50 0キロ メー トル未 満	鉄道1,50 0キロ メー トル以 上2,00 0キロ メー トル未 満	鉄道2,00 0キロ メー トル以 上
指定職の職務又は 7級以上の職務に ある者	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000	円 381,000
6級以下の職務に ある者	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。